

# 山梨県公報

第二千五百四十四号

平成二十七年

九月十七日

木曜日

## 目次

### 告示

○保安林の指定施業要件の変更予定……………六一五

### 公告

○基準地の標準価格……………六一五

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六一五

○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知……………六一六

○遊漁規則の変更認可……………六一六

○落札者の決定について……………六一六

### 監査委員

○包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況……………六一七

## 告示

### 山梨県告示第二百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年九月十七日

山梨県知事

後藤

斎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富士吉田市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公告

● 基準地の標準価格

国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)第九条第一項の規定によ

り、平成二十七年七月一日における基準地の単位面積当たりの標準価格を判定したので、

山梨県企画県民部企画課において関係図書を縦覧に供する。

平成二十七年九月十七日

山梨県知事

後藤

斎

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター

に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月十七日

山梨県知事

後藤

斎

一 申請のあった年月日 平成二十七年九月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人福祉機構やまなし

2 代表者の氏名 藤井 稔

3 主たる事務所の所在地 山梨県中巨摩郡昭和町西条二千六百六十番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域社会で一人ひとりが尊重され、笑

顔とともに夢を描ける心豊かな自立生活を営んでいくために、就業機会の提供や身

体機能の向上及び社会参加への支援等の必要な事業を行い、充実した地域福祉社会

の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年九月十一日から同年十一月十日まで

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十七年九月十七日

山梨県知事 後 藤 齋  
 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

|   |   |
|---|---|
| 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  | 通知の相手方  |
| 北杜市武川町柳澤字大平三九七二の一、三九七二の<br>一二七、三九七二の二二八、三九七二の八五、三九<br>七二の八六、三九七二の九八 | 石水武彦、小野文隆、中山福<br>孟、日向南進、武藤和重、武<br>藤繁子、武藤武、武藤利秀、<br>武藤成元、武藤英則、武藤保<br>長 |

二 保安林として指定された目的  
 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年八月二十七日山梨県告示第二百七十八号

● 遊漁規則の変更認可

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年九月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 漁業権者の名称及び住所

富士川漁業協同組合 南巨摩郡身延町八木沢五百二十一番地

二 漁業権の免許番号

内共第四号

三 認可に係る変更内容

あまご、いわな及びにじますの竿釣りについて、栃代川橋から上流四百メートルのヤマメの里振興センター取水場までの間の区域の「特設釣り場」を廃止し、当該区域に係る遊漁期間及び遊漁料を、その他漁場の区域と同様の扱いとすることとした。

四 変更後の遊漁規則の施行日

平成二十七年八月三日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年九月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 落札に係る物品等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県立高等学校向けWeb教務システム

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県出納局管理課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年七月十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 株式会社甲府情報システム

(二) 住所 山梨県中央市流通団地二丁目五番一号

五 落札金額 五千七百九十四万二千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に

よる公告を行った日 平成二十七年六月一日

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十七年九月十七日

|         |    |    |   |
|---------|----|----|---|
| 山梨県監査委員 | 小野 | 久司 | 浩 |
| 同       | 泉  | 賢一 | 司 |
| 同       | 壁  | 賢一 | 司 |
| 同       | 白  | 賢一 | 司 |
| 同       | 高木 | 晴雄 | 雄 |

1 監査対象事項  
山梨県の実施する高齢者福祉関連事業及び少子化対策関連事業に係る事務の執行及び事業の管理について

2 監査の結果に関する報告の公表  
平成27年4月30日付け山梨県公報号外第34号

3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

| 指 摘 事 項   | 講 じ た 措 置   |
|---|---|
| <p>1 介護福祉士等修学資金貸付事業について（指摘事項）<br/>返還義務のある被貸与者に対する督促や現状確認を2年超の期間にわたり実施していない貸付けが複数存在している。今後、残高のある被貸与者について現況の再調査を実施する必要がある。さらに、返還義務のある被貸与者への対応手続について明確な規程やルールを整備し、当該規程等にのっとり債権回収に向けた手続を実施すべきである。<br/>加えて、住所等不明な案件について、一定の調査を行ってもなお不明な場合には、速やかに不納欠損処理を実施するよう規程やルールを定め、回収が不可能と判断される貸付けに関しては速やかに不納欠損処理（回収不能処理）を行うべきである。</p> | <p>貸付金残高のある被貸与者のうち現状確認を実施しなかった6名について再調査し、その全員について返還債務の全額免除又は一部免除の手続を行う旨の了承を得た。早期の手続完了に向け、当該被貸与者への指導及び支援を継続して行っていく。<br/>今後、被貸与者に対する現状確認等の対応を適切に行うため、新たに貸付事務処理に係る手順書を作成し、これに基づき遺漏なく手続を進めていくこととした。</p> |
| <p>2 やまなし子育て支援プラン進捗状況の開示について（指摘事項）<br/>次世代育成支援対策推進法では、都道府県行動計画に基づく措置の実施状況を毎年少なくとも1回公表することとされており、やまなし子育て支援プラン（後期計画）の進捗状況が山梨県ホームページ上に掲載されているが、平成22年度以降の進捗状況が掲載されていなかった。県のホームページは重要な公表</p>   | <p>県ホームページ内の「やまなし子育て支援プラン（後期計画）実施状況」のページについて、平成26年11月に速やかに最新情報に更新した。<br/>今後は、遅滞なく最新の進捗状況を掲載するよう努めていく。</p>   |

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>手段の一つであり、適時に進捗状況を揭示しなければならない。</p> <p>3 指導監査結果の根拠の明確化について(指摘事項)<br/>実地調査時の事実確認において、社会福祉法人から入手した事前回答と実態が整合していないことを識別しつつも、それを調査に適切に記録していない状況と、文書指摘及び口頭指導を裏付ける証拠書類が調査として十分に保全されていない状況が見受けられた。<br/>文書指摘及び口頭指導の結論に至る経緯、根拠を客観的な事実をもって関係者等に明確に説明できるよう、指導監査の実施状況を適切に調査に記録するとともに、必要に応じて根拠となる関係書類の写しを入手・保存するなど、結論に至る過程を適切に記録、保存しておくべきである。</p> <p>4 文書指摘と口頭指導の判定誤りについて(指摘事項)<br/>平成25年度の指導監査において、非正規職員に年次有給休暇が付与されていない点について口頭指導で対応しているが、法定の年次有給休暇が付与されていないことは、手引において文書指摘として評価することとされていることから、当該事項は文書指摘として指導すべきであった。</p> <p>5 県営住宅における防火管理者の不在について(指摘事項)<br/>県営住宅の管理については住宅供給公社に業務委託され、消防法で要求される防火管理者も公社の職員で防火管理者の資格を有する者が担当していたところ、有資格者が退職したため平成25年4月</p> | <p>監査対象の社会福祉法人等が作成し、事前提出する監査資料の一部に誤記があり、実態と整合していないような場合に ついては、実査の際に事実確認を踏まえ て監査資料を訂正していく。<br/>また、文書指摘等の根拠となる資料に ついては、漏れのないよう徴取し、指導 監査後の復命の際にも点検していく。</p> <p>文書指摘等の指摘区分については、「社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き」にのっとり厳格に適用していく。<br/>なお、改善中の場合や特別な事情により改善が遅延している場合等により文書指摘事項を口頭指導事項に扱う際には、復命書類に判定理由等を明記していく。</p> <p>県営住宅の管理を行っている住宅供給公社の職員3名が、平成26年12月末までに防火管理者に必要な資格を取得した。<br/>今後、消防機関との協議を経て、有資</p> | <p>1日より防火管理者が不在の状態となったが、県及び公社による確認が十分でなく、補充は行われなかった。<br/>高断層を含む県営住宅の居住者が安心・安全に暮らせるよう、早期に資格を有する防火管理者を設置し、十分な管理を行うことが必要である。</p> <p>格者から防火管理者を適切に定め、選任届出書を適時に提出していく。</p> |
|---|---|---|